

議案第3号 別冊資料

令和4年12月23日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

「第3次山口県学校安全推進計画（素案）」に対する

パブリック・コメントの概要

1 パブリック・コメントの実施状況

(1) 募集期間

令和4年10月11日（火）から11月10日（木）まで

(2) 公表方法等

県のホームページに掲載するとともに、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、山口地方県民相談室防府市駐在及び各県立学校で自由に閲覧できるようにしました。

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールにより意見を募集しました。

2 意見の件数

1人、7件

(内訳)

項目		件数
目次	はじめに	1
	第1章 学校安全の現状と課題及び本計画の位置付け	1
	第2章 今後の学校安全推進の方向性	1
	第3章 学校安全を推進するための方策	1
	その他	3
	パブリック・コメントの実施方法等に関するもの	0
合計		7

3 提出された意見及びこれに対する考え方

意見の内容	意見に対する県の考え方
1 はじめに（1件）	
<p>○ 文中に『本県での幼児児童生徒が関係する事件・事故・災害の発生状況を踏まえて』とありますが、後段の施策目標の設定根拠となる具体的な発生状況を見ることができません。立案にあたってどのような調査・集計結果をもとに立案されたのかの明示がなければ、具体的施策の元となる計画として情報が不十分ではないでしょうか。</p> <p>本県として、特に重視する施策とその根拠となる部分だけでも、立案の元となる調査結果を明示ください。</p>	<p>○ 本計画は、国の「第3次学校安全の推進に関する計画」の内容をベースに、本県の状況として、子どもへの声かけ事案の発生状況、子どもたちの交通事故の発生状況、避難訓練や防災に関わる訓練等の取組状況を踏まえ策定しています。また、特に重視する施策については、第1章3において調査結果と併せてお示ししているところです。</p>
2 第1章 学校安全の現状と課題及び本計画の位置付け（1件）	
<p>○ 各目標に対して5年間のKGI および中間でのKPIを設定し、明示する必要があると思います。</p>	<p>○ 法に関する施策目標については原則として達成率100%が求められますが、それ以外の施策目標については、毎年行う取組状況の調査結果をもとに、各地域や学校の事情等を踏まえ、改善に向けて取り組むことにしています。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>3 第2章 今後の学校安全推進の方向性（1件）</p>	
<p>○ 3活動の一つに『PDCA サイクルの確立を重視した「安全管理」の充実』とありますが、立案された施策目標についても、これまでの活動においてPDCAサイクルを回した結果として提示されたものと思います。第3次となる計画ですので、第2次の計画からの進捗や見直しができる形で記載いただけないでしょうか。</p>	<p>○ 本計画は、第2次計画からの進捗状況及びそれを踏まえた課題についての検討結果に基づき施策目標を定めていますが、第2次計画からの進捗や見直し状況につきましても、計画記載内容とのバランスを考慮し、一部を第1章3でお示ししています。</p>
<p>4 第3章 学校安全を推進するための方策（1件）</p>	
<p>○ 令和4年4月1日から施行された『教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律』に対応する、児童・生徒の安全確保への取り組み施策、教育職員への教育・研修・採用基準等の取り組み施策について記述がありませんが、これは学校安全推進とは切り離されたものとして解釈されているのでしょうか。自然災害が比較的少ない山口県においては、児童・生徒の安全確保の観点から非常に重要な視点と考えますが、関連する施策目標は不要とお考えでしょうか。</p>	<p>○ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に対応する施策としては、施策目標31『性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施』を掲げているところですが、御意見を踏まえ、引き続き、重要な目標として取組を進めてまいります。</p>
<p>5 その他（3件）</p>	
<p>○ 今回39の施策目標を設定されていますが、その多くの実施主体が学校であると思います。授業・学校行事もある中で、本当にこれだけの施策の実施が可能なのかの検証は行われたのでしょうか。前回立案時と今回で施策の実施について調査されているようですが、実施率が上がらないので継続するものの時間がないのでできないという循環に陥っていないのでしょうか。地域性、重要度などを鑑みて、施策の実施については県もしくは市町が頻度や項目などを、ある程度指針として学校に示す必要があると思いますが、その計画はありますか。計画があるのであれば、施策目標とともに表記すべきだと思います。</p>	<p>○ 施策目標については、国の「第3次学校安全の推進に関する計画」や県の状況を踏まえ、子どもたちの命を守るために必要なものを精選し、設定しています。 なお、子どもたちや教職員が学校安全に関する学びや資料の共有を効率的にできるように本計画に二次元コードを掲載するとともに、実績調査の回答及び集計方法の見直しを進めることで、学校の負担軽減を図ることとしています。</p>
<p>○ 本計画の根拠法の1つとして「学校保健安全法」が存立していると思いますが、第26条にて示されている『加害行為』に、『生徒間のいじめ』『教員による体罰等の不適切指導』は含まれるのでしょうか。本計画において、上記の項目の明記がありませんでしたので、確認です。</p>	<p>○ 本計画は、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の計画であり、いじめ対策や教員の不適切な指導についての取組を定めたものではありません。御意見のあった『生徒間のいじめ』につきましては、「いじめ防止対策推進法」に基づき「山口県いじめ防止基本方針」で諸施策を示しています。</p>
<p>○ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが令和3年に死亡事例として認定したもののうち、特に中学校においては、いじめや不適切指導による自殺と推定される案件が多くあります。現状の計画案においては、災害や外部の犯罪に対する記載が多く目立ち、学校内での問題行為の防止や解決に対する施策目標が見受けられません。対外的に地震や災害の少ない県としてPRをしている本県においては、学校における子どもたちにとってのリスクとして、『いじめや不適切指導』は自然災害以上に近いものと考えてもよいのではないのでしょうか。今回、『いじめや不適切指導』を記載されなかった理由を、明示ください。また『いじめや不適切指導』に対する教育施策は、どのような条例・計画によって推進されるのでしょうか。</p>	<p>また、『教員による体罰等の不適切指導』については、学校教育法第11条で禁止されており、これまでも研修会や通知文等において指導を行っているところです。御意見のあったいじめ対策や教員の不適切な指導につきましては、今後も引き続き、取組を進めてまいります。</p>

第3次
山口県学校安全推進計画（案）

令和4年12月
山口県教育委員会

はじめに

本県では、これまで、平成27年3月に「山口県学校安全推進計画」を、平成29年12月に「第2次山口県学校安全推進計画」を策定し、子どもたちが安心・安全な学校生活を送ることができるよう、学校における安全管理体制の整備をはじめ、危険予測学習の手法による子どもたちの危険予測・回避能力の育成や、学校と家庭・地域・関係機関等の連携により、学校安全の取組を進めてまいりました。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は、近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、頻発化・激甚化する豪雨などによる風水害や土砂災害などの計り知れない自然災害のリスクに直面しています。また、学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故、SNSの利用による犯罪など子どもたちの安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化しており、子どもたちの安全確保に向けた取組の重要性はますます高まっております。

このような中、国においては、第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月～令和4年3月）における成果や課題、情勢の変化等を検証し、令和4年3月に「第3次学校安全の推進に関する計画」を策定したところです。

こうした国の動きや、本県での子どもたちが関係する事件・事故・災害の発生状況を踏まえて、学校安全の更なる充実を図るため、山口県教育委員会では「第3次山口県学校安全推進計画」を策定することといたしました。

本計画では、「事件・事故・災害による被害を未然に防ぎ、子どもたちのかけがえない命を守ること」、「子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成すること」、「自分の安全を確保した上で、周囲の人や社会の安全に貢献できる力を育成すること」を学校安全の目標として掲げ、目標実現のために現状の課題把握とともに、基本的方向性と具体的方策を示しています。

本計画に沿って、実効性のある学校安全を推進していくためには、市町教育委員会、関係機関等との密接な連携はもとより、学校・家庭・地域等、子どもたちの育成に関わる全ての関係者が一体となって取組を進めるための体制づくりや、取組を進める中での評価・検証・改善を行っていくことが必要です。

引き続き、関係各位の御尽力を賜り、全ての学校において安全教育・安全管理・組織活動の充実が図られ、子どもたちが安全な教育環境の下、生涯にわたって安全で健康な生活を送るための基礎を培うとともに、自ら安全に行動し、周囲の人や社会の安全に貢献できる力を身に付け、事件・事故・災害から家族や地域を守ることができる大人へと成長していくことを願っています。

令和4年12月

山口県教育委員会

教育長 繁吉健志

○ 本計画の活用について

第3次山口県学校安全推進計画（以下「第3次計画」という。）は、山口県内の全ての子どもたちや教職員、保護者、地域の方々が事故や事件に巻き込まれることなく、安心・安全に生活を送ることができるように策定した。

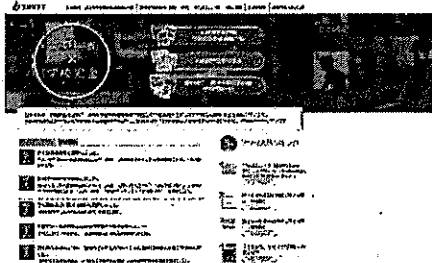
特に、第3次計画では、子どもたちや教職員が学校安全に関する資料やデータ等を活用することができるように、資料やデータ等のURLを二次元コード化し、それを令和2年度末に全ての児童・生徒・教職員に配布された1人1台タブレット端末で活用することにより安全教育の一層の充実をめざすとともに、端末に子どもたち一人ひとりのニーズに応じた第3次計画の各種データを取り込み、カスタマイズすることにより、「子どもたち一人ひとりの命を守るタブレット端末」として活用することができればと考えている。

【 記載例 】

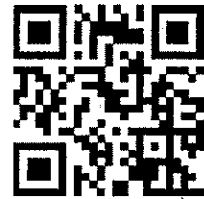
学校安全ポータルサイト／文部科学省×学校安全

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

- ・ 文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載



〈 文部科学省 〉

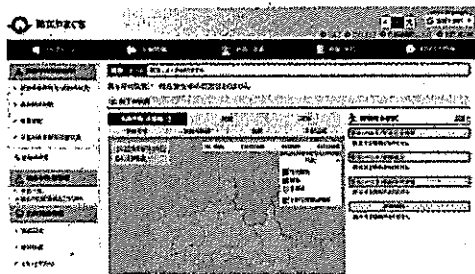


二次元コードをクリック・タップするとリンク先のページを表示

防災やまぐち

http://www.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/portal-top/

- ・ 気象警報・注意報の発表状況、避難情報等の発令状況、避難所状況、被害状況等や県内の過去の災害情報のほか、公共交通の情報や道路情報、ライフライン情報入手のためのリンクを掲載



〈 山口県総務部防災危機管理課 〉



目 次

はじめに

○ 本計画の活用について

第1章 学校安全の現状と課題及び本計画の位置付け	1
1 「第3次山口県学校安全推進計画」の位置付け	1
2 本県における学校安全のこれまでの取組	1
3 本県におけるこれまでの取組を踏まえた課題	2
第2章 今後の学校安全推進の方向性	6
1 めざすべき姿	6
2 学校安全の目標・基本方針	6
第3章 学校安全を推進するための方策	7
1 学校安全に関する組織的取組の充実	7
(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け	
(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実	
(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実	
(4) 学校における人的体制の整備	
(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実	
(6) 教員養成における学校安全の学修の充実	
2 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	12
(1) コミュニティ・スクールの仕組みを生かした、家庭、地域との連携・協働の推進	
(2) 関係機関との連携による安全対策の推進	
ア 通学路の安全対策の推進	
イ 防犯対策における取組	
ウ 災害発生時の避難所運営に係る取組	

3	学校における安全に関する教育の充実	18
	(1) 安全教育に係る時間の確保	
	(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実	
	(3) 学校における教育手法の改善	
	(4) 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信	
	(5) 現代的課題への対応	
4	学校における安全管理の取組の充実	29
	(1) 学校施設における安全点検	
	ア 安全点検に関する手法の改善	
	イ 点検・対策の実施	
	(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備	
	(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用	
	(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等	
5	学校安全の推進方策に関する横断的な事項等	32
	(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進	
	(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進	
	(3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進	
	(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保	
	(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ	
○	本計画の実現に向けて	34
	参考資料・データ等掲載箇所一覧	35

第1章 学校安全の現状と課題及び本計画の位置付け

1 「第3次山口県学校安全推進計画」の位置付け

平成21年4月に改正された学校保健安全法の第3条第2項には、国の責務として、「各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。」ことが規定されている。併せて、同条第3項には、「地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。」とされている。

本推進計画は、地方公共団体として「各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的に、第1次及び第2次計画における学校安全の取組について、成果や課題とともに、新たな方向性を明確にすることを意図している。そして、本県における学校安全の質と水準の向上に資するため、令和8年度までの、おおむね5年先までを見通して、本県における学校安全の推進に向け、その基本的な方向性と具体的方策を示すものである。

2 本県における学校安全のこれまでの取組

山口県教育委員会（以下「県教委」という。）では、平成27年3月に「山口県学校安全推進計画」、平成29年12月に「第2次山口県学校安全推進計画」を策定し、学校安全に係る様々な施策を推進してきた。具体的には、「地域ぐるみの学校防災総合推進事業」や「子どもたちの安心安全総合推進事業」の取組の中で、学校における安全管理体制の強化や子どもたちの危険予測・回避能力の育成に努めてきた。

また、各市町においては、スクールガードを全小中学校区に組織し、また、やまぐち型地域連携教育の仕組みを活用した学校と家庭・地域・関係機関等が連携・協働による取組を進めるなど、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の整備を進めてきた。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付状況を見ると、学校管理下における県内の子どもたちの負傷・疾病者数は、近年減少傾向にあり、こうした取組が一定の成果を上げていると考えられる。

しかしながら、県内の子どもたちを取り巻く環境は、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ巨大地震、頻発化・激甚化する豪雨などによる風水害や土砂災害などの計り知れない自然災害のリスクに直面している。

また、子どもたちに対する声かけ、つきまとい等の発生件数は増加傾向にあるとともに、SNSの利用による犯罪など子どもたちの安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化しており、子どもたちの安全確保に向けた取組の重要性はますます高まっている。

さらには、登下校時の重大交通事故、自転車乗車中の加害・被害事故など、子どもたちの安全や命に関わる事件・事故・災害（以下「事件等」という。）が後を絶たず、学校安全の取組の更なる深化・充実が求められている。

3 本県におけるこれまでの取組を踏まえた課題

これまで、学校安全の目標として、

- 事件等による被害を未然に防ぎ、子どもたちのかけがえのない命を守ること
- 子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成すること（自助）
- 自分の安全を確保した上で、周囲の人や社会の安全に貢献できる力を育成すること（共助・公助）

の3点を設定し、次の6つの基本方針により、学校安全の取組の推進を図ってきた。

（3領域）

- 1 安全意識・能力を育む「防犯を含む生活安全」の推進
- 2 自他の命を守る「交通安全」の推進
- 3 防災対応能力の向上を図る「災害安全（防災）」の推進

（3活動）

- 4 学校教育活動全体を通じた「安全教育」の充実
- 5 PDCAサイクルの確立を重視した「安全管理」の充実
- 6 教職員の資質向上と、総合的な学校安全の取組による「組織活動」の充実

取組の成果や課題を取り上げると、次のようになる。

（県が実施している調査の指標を基に分析）

(1) 学校安全資料の活用について

ア 県教委では、県教委作成の「防災教育テキスト」「防災訓練事例集」の活用や専門家と連携した防災出前授業の実施等、計画的かつ効果的な防災教育を推進してきた。

しかし、「防災教育テキスト」「防災訓練事例集」の令和3年度の活用率は80%（平成29年度調査では約85%）を下回っており、特に、中・高校での活用率が低下している。これは、「防災教育テキスト」「防災訓練事例集」の資料が近年更新されていないことが原因ではないかと考えられる。

今後は、「防災教育テキスト」「防災訓練事例集」の資料に切迫性が指摘されている南海トラフを震源とする地震や記録的な集中豪雨の内容を盛り込むなど、更新していくことにより、活用率の向上を図ることが重要である。

イ 危険予測学習（KYT）の実施率については、令和3年度調査で90%を超えているが、高校においては大きく低下している。これは、内容が高校生向きでないことが原因ではないかと考えられる。

今後は、危険予測学習（KYT）の資料の内容の更新をしていくとともに、1人1台タブレット端末を活用し、動画による資料提供や、デジタルベースでの資料を提供することにより、活用率の向上を図ることが必要である。

ウ 県教委作成の「学校危機対応演習資料」等を活用した実践的な研修会を通じて教職員の安全意識の向上を図るとともに、危機対応力の強化に努めてきた。

しかし、「学校危機対応演習資料」の活用については、全学校区分で活用率が大きく低下している。これは、当該資料について近年更新が無いことが原因ではないかと考えられる。

今後は、内容の更新をしていくとともに、1人1台タブレット端末を活用し、動画による資料提供やデジタルベースでの資料を提供することにより実施率の向上を図ることが必要である。

(2) 防災訓練の実施率について

ア 防災訓練の実施率は100%であり、学校での積極的な取組が進められているところであるが、日時等を事前に告げない避難訓練の実施率は60%（平成29年度調査では約53%）であり、いまだに災害への備えが万全であるとは言えない状況である。

今後は、停電を想定した避難訓練や本震と余震を想定した防災の避難訓練の実施など、より実効性のある日時等を事前に告げない避難訓練の実施に向けて、好事例の取組についての情報発信や啓発活動に取り組むことが必要である。

イ 家庭・地域と連携した防災訓練の実施率は約46%（平成29年度調査では約58%）であり、全ての校種で減少している。新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を見送った学校が多くあったことが推測されるが、東日本大震災発生から11年、熊本地震発生から6年が過ぎ、震災被害の風化による学校の危機意識の低下が懸念される。

今後は、発生の可能性が指摘されている南海トラフを震源とする地震も含め、校長が先頭に立ち、最悪を想定した事前の準備をするとともに学校現場の危機意識を高めることが重要である。

(3) 地域と連携した取組について

ア スクールガードによる登下校の見守り等、地域と連携した取組については、実施率が減少傾向にある。特に、活動者数については令和3年度では11,081人（平成29年度が16,519人）と大幅に減少している。原因としては、スクー

ルガードの高齢化等が考えられる。

今後は、やまぐち型地域連携教育の仕組みを生かし、学校・家庭、地域で連携・協働し、子どもたちの安全を守る取組の充実を図ることが求められる。

イ やまぐち型地域連携教育が推進され、地域とともに学校安全への取組を充実させようとする機運は高まっていたが、ここ数年、新型コロナウイルス感染拡大による影響により取組の実施率の減少傾向がみられる。今後は、地域間、学校間の格差をなくし、取組の質と水準を高めていく必要がある。

また、学校が避難所となる場合もあり得ることから、各市町防災担当部局との連携をさらに強化していくことが求められる。

取組の中で、例えば大規模災害発生を想定した児童等の保護者への引き渡し訓練の実施率は80%を超えている等、組織的な取組が充実している。

今後も、検証と改善を継続して、地域の実情に応じた実効性のある活動を展開する必要がある。

(4) 救急救命に関する校内研修について

救急救命（心肺蘇生法・AED等）に関する校内研修の実施率は約80%（平成29年度調査では約91%）であり、全ての校種で減少している。さらに、子どもたちを対象とした救急救命に関する講習会の実施率については、約45%（平成29年度調査では約62%）であり、こちらについても全ての校種で減少している。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を見送った学校が多くあったことが推測されるが、1人1台タブレット端末を活用した研修会の実施等、コロナ禍における効果的な研修会の開催への取組が求められる。

(5) 子どもたちによる主体的な取組について

ア 児童会・生徒会による安全に関する主体的な取組の実施率は約67%（平成29年度調査では約76%）であり、全ての校種で減少している。「災害安全」については微増しているものの「防犯を含む生活安全」及び「交通安全」については実施率が減少している。

今後は、子どもたち自身が「自分の身は自分で守る」という自覚をもち、主体的に安全教育に取り組むことができるようになることが重要である。

イ 子どもたちが関わって安全マップを作成した割合は約54%であり、割合が高いとは言えず、児童等が自ら危険予測できる主体的な態度の育成という視点では、今後の工夫した取組が必要である。

(6) 防犯教室・訓練の実施率について

防犯教室・訓練の実施率は約84%（平成29年度調査では約91%）であり、全ての校種で減少している。大阪教育大学附属池田小学校で発生した無差別殺傷事件から21年が過ぎ、事件の風化による学校の危機意識の低下や、災害安全に比べて危機意識が低いことが考えられる。

今後は、校長を中心に学校内外の研修の充実を図るとともに、専門家や地域と連携した訓練を計画する等、学校現場の危機意識を高めることが重要である。

(7) 交通安全教室の実施率について

交通安全教室の実施率は約89%（平成29年度調査では約93%）であり、減少傾向にある。さらに、自転車教室の実施率に関しては約78%（平成29年度調査では約82%）で、特に高等学校での実施率が約26%（平成29年度調査では約43%）で、大幅に減少している。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を見送った学校が多くあったことが推測されるが、1人1台タブレット端末を活用した研修会の実施等、コロナ禍における効果的な研修会の開催への取組が求められる。

(8) 学校施設及び設備の点検について

学校施設及び設備の点検については、学校の設置者や専門家と連携して取り組むことにより成果が上がっているものの、今後も安全対策を徹底すると同時に、3領域の観点から通学・通園路の点検を実施して、事故や犯罪等の防止に向けた取組をさらに充実させる必要がある。

(9) 危機管理マニュアルについて

危機管理マニュアルの検証・見直し・改善への取組は定着しているものの、全ての教職員の安全意識向上や危機対応力を強化し、地域ぐるみの学校安全を推進するために、研修の場を計画的に設定するとともに、保護者や地域への周知を徹底させる必要がある。

これらの具体的な取組の成果や課題をふまえ、学校安全の全ての領域について、全ての教育活動により、さらに総合的かつ効果的に推進する必要がある。

第2章 今後の学校安全推進の方向性

1 めざすべき姿

- ・ 全ての子どもたちが、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質能力を確実に身に付けること
- ・ 学校管理下における子どもたちの死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- ・ 学校管理下における子どもたちの負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

施策目標1

学校管理下での重大事故発生件数の減少

施策目標2

学校管理下での負傷・疾病の発生件数、発生率の減少

2 学校安全の目標・基本方針

【学校安全の目標】

- 事件・事故・災害による被害を未然に防ぎ、子どもたちのかけがえのない命を守ること
- 子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成すること（自助）
- 自分の安全を確保した上で、周囲の人や社会の安全に貢献できる力を育成すること（共助・公助）

【基本方針】

～学校安全3領域・3活動の取組を総合的かつ効果的に推進～

(3領域)

- 1 安全意識・能力を育む「防犯を含む生活安全」の推進
- 2 自他の命を守る「交通安全」の推進
- 3 防災対応能力の向上を図る「災害安全（防災）」の推進

(3活動)

- 4 学校教育活動全体を通じた「安全教育」の充実
- 5 PDCAサイクルの確立を重視した「安全管理」の充実
- 6 教職員の資質向上と、総合的な学校安全の取組による「組織活動」の充実

第3章 学校安全を推進するための方策

1 学校安全に関する組織的取組の充実

(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け

学校安全に関わる活動を校内全体として行うためには、安全教育・安全管理を担当する教職員にその重要性や進め方が共通理解されていることが大切である。校長の強いリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害等発生時の対応ができるよう校内体制が整えられている環境下でなければ、実効的な取組を進めることは困難である。

このため、校長が学校安全を学校経営に明確に位置付けることや、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を進める環境を整える観点から、校内安全委員会を設置すること、さらには、学校・地域連携カリキュラムや教育目標への学校安全に関する項目の明記及び学校評価への学校安全に関する項目の追加等により、学校安全に関する適切な役割分担と共通理解に基づく対応ができる校内体制を設けることが重要である。

施策目標3

全ての学校における学校安全の学校経営への位置付け

施策目標4

学校・地域連携カリキュラムや教育目標への学校安全に関する項目の明記

施策目標5

学校における校内体制の確実な整備（校内安全委員会、学校安全部などを設置）

施策目標6

学校評価への、学校安全に関する項目の設定

(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実

学校保健安全法によると全ての学校において、学校安全計画を策定し、これを実施しなければならないとされており、学校安全計画には、当該学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、教職員の研修、その他学校における安全に関する事項を記載することとされている。また、その立案に当たっては、学校医等が参与することとされている。

第1次計画及び第2次計画において、学校安全計画を実施するに当たって、内容や手段、学校内の取組が適切であったか等、定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要であり、計画、実行、評価、改善（PDCA）サイクルを確立していく中で、より効果的な学校安全活動を充実させる必要性が指摘されてきた。

第3次計画期間においては、セーフティプロモーションスクール¹の考え方を取

り入れ、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や子どもたちの成長段階に応じた学校安全計画自体の見直しを含むPDCAサイクルの確立を図ることが大切である。

施策目標7

学校安全計画の確実な策定及び実行

施策目標8

学校安全計画の定期的な評価・点検及び改善

1. セーフティプロモーションスクール

<http://ncssp.osaka-kyoiku.ac.jp/sps/overview>

- 「7つの指標」に基づいて、学校独自の学校安全（生活安全・災害安全・交通安全）の推進を目的とした中期目標・中期計画を明確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備とS-PDCASサイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校



〈 国立大学法人大阪教育大学 学校安全推進センター 〉

(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実

学校保健安全法によると全ての学校において、子どもたちの安全の確保を図るため、危険等発生時において学校の職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成することとされている。危機管理マニュアルは、学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境によって、子どもたちや教職員の生命・心身に重大な影響を及ぼす事象をはじめ、様々な危機事象が起こり得ることの最悪を想定して作成される必要がある。また、災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）及び学校の立地（浸水想定区域・土砂災害警戒区域等・津波災害警戒区域等）、地域の事故等のリスクに応じて作成されるとともに、事故・災害発生後の教育活動の継続に関する内容についても追加し作成される必要がある。

さらには、学校は危機管理マニュアルの作成後は、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、市町の担当部局や研究者等の専門家の協力を得ながら、学校で実施した訓練等の検証結果、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進的な取組事例等を基に、常に実践的なものとなるよう改善を行うとともに、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等 2.3 を活用し、外部の有識者等の知見を加えた見直しを行う必要がある。

施策目標9

実効性のある危機管理マニュアルの策定

施策目標10

災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）及び学校の立地（浸水想定区域・土砂災害警戒区域・津波災害警戒区域等）に応じた危機管理マニュアルの策定・見直しの実施

施策目標11

地域の事故等のリスクに応じた危機管理マニュアルの策定・見直しの実施

施策目標12

危機管理マニュアルの策定・見直しにおける関係機関や外部有識者の活用

施策目標13

危機管理マニュアルへの事故・災害発生後の教育活動の継続に関する内容の記載

2 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

・ 見直し・改善を行う際の視点・考え方、その他の参考となる情報が掲載されており、自校の危機管理マニュアルを評価するための「チェックリスト編」、チェック項目の背景となる考え方やマニュアルに記載すべき事項を示した「解説編」、記載例や様式例を示した「サンプル編」から構成されたガイドライン

〈 文部科学省 〉



3 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」や「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen_kanri.html

・ 安全管理マニュアルのほか、チェックシートや送迎業務モデル例を掲載

〈 内閣府 〉



(4) 学校における人的体制の整備

学校において、学校安全計画を適切に立案し、実行していくためには、校務分掌において学校安全に係る業務が位置付けられるとともに、当該校務分掌を担当する管理職以外の教職員が明確にされていることが不可欠である。他方、学校現場の実情として、学校安全担当となった教職員が学校安全に関する知識や経験に乏しく、学校安全に関わる活動の総括や教科等横断的な安全教育の実施をけん引することが困難な場合も想定される。

地域によっては、学校安全担当の教職員に対する講習会の開催等により、学校安全に関わる意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かす取組、自治体の方針と

して安全主任等を置くことで校内組織を整備する取組が行われている。こうした取組も参考として、校長は学校安全の中核を担う教職員の位置付けを明確化するとともに、各学校における学校安全計画の内容やそれに基づく取組の実効性を高める必要がある。

また、校長はキャリアステージに応じた研修及び学校安全の中核を担う教職員を対象とした研修について、積極的に参加させるとともに、オンラインを取り入れた効果的な研修の充実を図る。

なお、こうした人的体制の整備に当たっては、学校における働き方改革の観点も踏まえ、一部の教職員に業務が偏ることのないように十分配慮することとする。

施策目標 14

校務分掌への学校安全の中核を担う管理職以外の教職員（学校安全主任（主事）など）の位置付け

施策目標 15

キャリアステージに応じた研修及び学校安全の中核を担う教職員に対する研修の充実と学校安全の組織的な実施体制を構築

(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

学校保健安全法において、学校環境の安全の確保は、校長が必要な措置を講じるものとされている。子どもたちの安全の確保のため、校長の役割は大きく、校長自身がその自覚をもち、学校安全の質の向上に向けて自身の資質・能力の向上に努めていかなければならない。

学校においては、教職員支援機構の校内研修に向けた動画教材「教職員のための学校安全e-ラーニング」⁴、「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集」⁵等を活用し、校内研修を行うことを学校安全計画に位置付け、確実に実施することが大切である。

また、教職員の危機管理能力の向上をめざし、校長自身が先頭に立ち危機管理マニュアルに基づく教職員の実践的な訓練を実施することが大切である。

施策目標 16

校長の積極的な研修への参加

施策目標 17

危機管理マニュアルに基づく教職員の実践的な訓練の実施

4 教職員のための学校安全 e - ラーニング

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>

- ・ 文部科学省 学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）等をベースに、教職員を志す学生から管理職までのキャリアステージ別に、学校安全に関して習得しておくべき事項を紹介した教材

〈 文部科学省 〉



5 学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/05jirei.pdf>

- ・ 学校現場で活用できる実践的な教職員向け研修・訓練の方法を掲載

〈 文部科学省 〉



(6) 教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、子どもたちや教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。

しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件等の事例を用いて正常性バイアス等の認知バイアス※1や権威勾配※2等の心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。

さらに、防災教育を通して子どもたちのどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

各学校においては、教育実習等で教員養成段階において学校安全計画や学校危機管理マニュアル等を活用した安全教育を確実に行うことが重要である。

施策目標18

教育実習を活用した教員養成段階における学校安全計画や学校危機管理マニュアル等を活用した安全教育の実施

※1 正常性バイアスなどの認知バイアス

自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」のほか、周囲にいる他者に同調して避難などの対応が遅れてしまう「集団同調性バイアス」、これまでの経験が合理的な判断を妨げる「経験バイアス」などが考えられる。

※2 権威勾配

権威勾配とは、職位や経験における上位者と下位者との間の権威の差である。例えば、ベテランと新人の組み合わせで、ベテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる（又は、急すぎる）」という。逆に、上長と部下の関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な決断をできない状態は、「権威勾配が弱すぎる（又は、緩すぎる）」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要である。（「大川小学校事故検証報告書（平成26年2月）」より）

2 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進**(1) コミュニティ・スクールの仕組みを生かした、家庭、地域との連携・協働の推進**

登下校の見守りをはじめとする子どもたちを取り巻く学校安全上の課題に対して、学校や教職員がその全てを担うことは困難である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に子どもたちの命や安全を守ることにつながることからも、家庭や地域との連携・協働の推進が不可欠である。

また、「子どもの安全」に向け、学校と子どもたち・家庭・地域の関係者それぞれの役割を確認する場を設けることで、例えば、地域ごとに実施される防災訓練において子どもたちの役割が設定され、子どもたちが主体的に安全の確保に向けて取り組むことにつながる等、学校と地域の連携・協働と学校安全の双方が推進されることも期待できるものである。

このため、学校は、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、学校、家庭、地域が連携・協働し、子どもたち等も参加した熟議や地域の関係者との情報共有、意見交換を日常的に行うことや、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみの防犯・交通安全・防災等の取組を推進することが必要である。

また、学校での安全点検や子どもたちの見守り活動、学校の所在する自治会における通学路の交通安全の確保に関する推進体制等においてPTA等の参画を推進する等、子どもや保護者の視点からの取組を推進することが重要である。

さらには、学校における学校安全の取組の質の向上に向けた専門的知見の更なる活用を推進するため、地域の大学等の研究機関や専門機関、市町の防災部局と連携した取組も重要である。

施策目標19

地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用及び山口県の地域連携教育を通じた地域と連携・協働した学校安全体制の構築

施策目標20

学校安全へのPTAの参画（安全点検、登下校時の見守り活動等）の推進

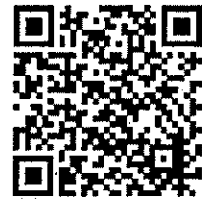
施策目標21

子どもたち等も参加した学校運営協議会での熟議による地域全体の安全教育の実施

6 学校安全実践事例集

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/26699.html>

- ・ 防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全の3領域について、安心・安全な学校づくりに向けた取組の参考となるよう、安全教育と安全管理等の実践事例を紹介

**(2) 関係機関との連携による安全対策の推進****ア 通学路の安全対策の推進**

通学時（通園時を含む）の安全は、交通安全の観点、犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全のそれぞれの観点からの対策が必要である。通学路の交通安全の確保に向けた取組として、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等における、地域ごとの通学路の交通安全の確保に関する基本的方針（通学路交通安全プログラム）の策定や、それに基づく取組を継続して行うための関係者による体制の構築等を推進している。

通学中の子どもたちが重篤な被害に遭う交通事故の発生が続いていることから、令和3年度に実施した通学路における合同点検の結果等を踏まえ、通学路の変更、スクールガード等による登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、登下校時間帯に限った交通規制、交通安全施設の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に応じた効果的な対策を関係機関が連携して実施し、子どもたちの安全な通行を確保するための道路交通環境を整備している。

これらの取組とともに、成長の段階に応じて、子どもたちが通学中の様々な状況に対応する力を身に付けることも重要である。特に、自転車利用時において子どもたちが事故の被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車の安全利用の推進に取り組むことが必要である。学校は、子どもたちが通学時においても自転車を安全に利用すること、交通事故における被害を軽減するため利用者全員がヘルメットを着用すること、自ら危険を予測し、回避

できる力を身に付けることができるよう、関係機関等の協力を得つつ、効果的な安全教育に取り組むことが必要である。

防犯の観点からの通学時の子どもの安全確保については、学校は、登下校防犯プラン^{7,8}を活用し、取り組むことが重要である。

施策目標22

市町関係部局及び警察、各道路関係機関と連携した市町通学路交通安全プログラムによる通学路の危険個所の把握及び改善

7 登下校防犯プラン

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/17/1416724_01.pdf

- ・ 登下校時における児童生徒等の安全を確保するため
登下校時の総合的な5項目の防犯対策
(文部科学省)



8 登下校防犯プラン (取組イメージ)

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/tougekoubouhan/data/tg_bouhanplantorikumi.pdf

- ・ 登下校時における児童生徒等の安全を確保するため
登下校時の総合的な5項目の防犯対策 (取組イメージ)
(文部科学省)



【参考】 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
～こどもまんなか社会をめざすこども家庭庁の創設～

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin.pdf

- ・ 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて (以下「こどもまんなか社会」という。)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔【こども家庭庁】
(内閣府)



イ 防犯対策における取組

近年増加傾向にあるSNSに起因する子どもたちの被害防止対策としては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画 (第5次)」⁹を活用し、学校は平成29年法改正を踏まえたフィルタリングの利用率向上のための取組の更なる推進、

青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、保護者と協力しての、ペアレンタルコントロール※3による対応の推進等に一層取り組んでいくことが重要である。

また、痴漢等の性被害対策については、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」¹⁰に基づき、学校における被害防止教育を充実させることにより、性暴力の予防啓発や周りからの声かけの必要性等の啓発を促進するとともに、被害に関する相談先の周知を図る等、被害の根絶に向けて取り組むことが重要である。

9 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）

https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/pdf/dai5ji_keikaku.pdf

- ・ 青少年のインターネット利用環境をめぐる諸情勢の急速な変化及びこれまでの取組の結果を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備について、今後3年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにするために第4次基本計画を見直した新たな基本計画

〈 内閣府 〉



※3 ペアレンタルコントロール

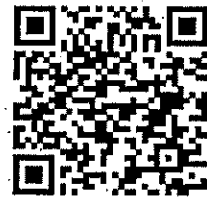
子どものスマートフォンやタブレット、ゲーム機の利用状況を、保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みであり、プレイ時間の制限・調整、課金等の管理、ネットワーク利用の制限、年齢区分（レーティング）のチェック等を行うことができる。

10 性犯罪・性暴力対策の強化の方針

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_02.pdf

- ・ 令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていくために、関係府省が連携して取り組む政策・施策の検討や実施の具体的な方針や時期を示すもの

〈 内閣府 〉



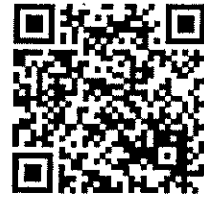
《教職員向け・子ども向け・保護者向け教材》

情報モラルに関する指導の充実に資する〈子ども向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉・〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm

- ・ 無料通信アプリやSNS、オンラインゲーム等の長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用によるいわゆる「ネットの使い過ぎ」、ネット詐欺・不正請求などの「ネット被害」、SNSによるトラブルなど、情報化の進展に伴う新たな問題に対するための教材
- ・ 5～10分程度のYouTube動画、モデル指導案、ワークシート例等がセットになっており、保護者用に動画教材、スライド資料、パンフレットがあるため、研修会の長さに合わせた活用可能

〈 文部科学省 〉



《子ども向け教材》

情報モラル教育の充実等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

- ・ 小学校低学年用、小学校高学年・中学生用、高校生用の成長段階に応じた情報モラル啓発リーフレットを掲載

〈 文部科学省 〉



《子ども向け教材》

動画コンテンツ集 | 安心・安全なインターネット利用ガイド |

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

【インターネットトラブル事例集】

- ・ コロナ禍で見えてきた「ネットの使い方についてあらためて見直してみよう」や、実際にあった相談から使い方を考える「動画配信に関する3つの処方せん」など、最新の具体的な事例について、ケーススタディ形式に簡単に学べる形式で掲載

【動画コンテンツ集】

- ・ 鷹の爪団の#NoHeartNoSNS 大作戦 第1話～第4話からなり、SNSの誹謗中傷について提供
- ・ TikTokによる教材（個人情報の保護、自撮り被害の防止など）

〈 総務省 〉



《教職員向け・子ども向け・保護者向け教材》

#今こそ考えよう 情報モラル・セキュリティ

<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/imakoso/>

- ・ あなたのパスワードは大丈夫？スマートフォン・タブレット端末のセキュリティ対策など、動画や漫画のコンテンツを掲載

〈 独立行政法人情報処理推進機構 〉



《子ども向け教材》

NTTドコモ スマホ・ケータイ安全教室

<https://www.docomo.ne.jp/corporate/csr/social/safety/educational/index.html>

- ・ 入門編（小学生向け）応用編（中高生向け）保護者編、特別支援学校編があり、スライド資料、ポイントブック、映像教材（1～5分）、ワークシートを掲載

〈 株式会社NTTドコモ 〉



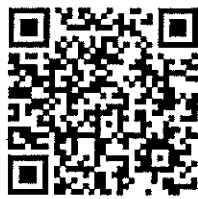
《子ども向け・保護者向け教材》

KDDIスマホ・ケータイ安全教室（青少年向け講座）
教材のご紹介 | KDDIスマホ・ケータイ安全教室（青少年向け講座）出前講座

<https://www.kddi.com/corporate/sustainability/lesson/brief-summary/material/>

- ・ 初級コース（小学校低学年）初中級コース（小学校中学年・高学年）中級コース（中学生）上級コース（高校生）、保護者向けコースがあり、講座動画（30分～60分）、スライド資料を掲載

〈 KDDI株式会社 〉



《子ども向け教材》

教材の紹介 | LINEみらい財団

<https://line-mirai.org/ja/download/>

- ・ コミュニケーションについて、人によって受け止め方が違うなど、体験的に学べる情報モラル教育教材を掲載

〈 一般財団法人LINEみらい財団 〉



《子ども向け教材》

YouTube 山口県警察公式チャンネル

https://www.youtube.com/channel/UCw4FGAE-Xk4YZYiPuRSRyxg?view_as=subscriber

- ・ 子ども向けの情報モラル教育動画を掲載
- ・ 県警と子どもたちが共同で制作した犯罪被害防止教育に関するVR（360度）動画を掲載

〈 山口県警察 〉



ウ 災害発生時の避難所運営に係る取組

災害時において避難所の円滑な開設・運営を図るためには、避難所の運営主体となる市町の防災担当部局等と避難所としての活用が予定される学校、地域の防災組織（自主防災組織等）等と平時から連携を深めておくことが不可欠である。

特に、避難所の円滑な開設・運営に当たっては、予め学校施設の避難所としての利用方法を決めておくことが重要であることから、地域の状況に応じ、学校の教育活動の再開・継続に支障のない範囲で、要配慮者スペースの確保、熱中症対策等を図るための体育館・特別教室・普通教室の利用、避難者及び避難所の運営に資する活動を行う者の校内通信環境の利用等について学校と市町の担当部局や消防団、まちづくり推進協議会等の地域の関係機関と協議し、共通認識を構築することが望ましい。

また、特別支援学校は、障害のある子どもたちとその家族の指定福祉避難所となり、直接の避難先となり得ることを確認し、準備をすることが重要である。

施策目標 23

地域の関係機関と連携した、学校への地域住民の避難受け入れ時の体制整備

3 学校における安全に関する教育の充実

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力 11, 12 を育成することをめざすものである。

各学校では、学習指導要領において重視しているカリキュラム・マネジメントの考え方を生かしながら、子どもたちや学校、地域の実態及び子どもたちの成長の段階を考慮して、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施していくことが重要であり、各学校において管理職や教職員の共通理解を図りながら、安全教育を積極的に推進する。

11 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm

- ・ 安全教育、安全管理、組織活動の各内容を網羅して解説した総合的な資料
- 〈 文部科学省 〉



1.2 一般市民向け応急手当WEB講習

<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/index.html>

- ・ 心肺蘇生・AEDの活用などの応急手当の基礎知識を学ぶことができる。
- 〈 消防庁 〉



(1) 安全教育に係る時間の確保

我が国は、地震、津波、豪雨等による自然災害の発生が国土の面積に比して非常に多く、いっどこで暮らしていても自然災害に遭う可能性がある。一度発生すれば甚大な被害を受ける自然災害から命を守るための安全教育の重要性について学校関係者は改めて認識を強く持つべきである。

安全教育においては、子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することや、東日本大震災の教訓も踏まえ、子どもたちが危険を予測し、回避する能力を育成することが重要である。学校における安全教育のための時間の確保については、その必要性が第1次計画の策定時から指摘されているところであり、地域によっては、安全教育に取り組む時間数を設定することを推進する取組も見られている。

各学校は、学習指導要領の下、安全教育を保健体育等関連する教科等で体系的に実施し、好事例を参考にその指導の充実を図ることが重要である。また、学校安全計画に安全教育を取り扱う内容を適切に位置付け、年間の指導時間を確保することが大切である。

施策目標2.4

学校安全計画に位置付けた安全教育の指導時間の確保

(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

ア 甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年余りが経過し、震災の記憶が風化し防災活動の取組の優先順位が低下することが危惧されている。日本国内は、いかなる場所においても大きな地震が起こり得るものであり、予期せぬ地震の発生に対する備えは、学校の所在地に関わらず取組を進める必要がある。

また、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されているだけでなく、近年は気候変動等の影響も受けた、豪雨による河川の氾濫、土砂崩れ等の気象災害の頻発化・激甚化が懸念されている。

山口県は、本州の最西端に位置し、中国山地により山陽と山陰に区分され、平地が少なく、地形が複雑に入り組み、急な傾斜地が多い。また、河川は一般に幅が狭く、流れが急なものが多く、地質的にも風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯も多いことから、梅雨前線の停滞・活発化や台風の接近・上陸等

による大雨で、洪水・浸水、土砂崩れ・土石流等による被害が、過去、数多く発生¹³している。

各学校においては、地域の災害リスクや災害の種類に応じて最新のハザードマップ等も活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題として求められている。

防災教育は、単に生命を守る知識・技能の習得として狭く捉えるのではなく、どのような子どもたちの資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通じた教育」と広く捉えることも必要である。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、子どもたちの主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。

自然災害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵等について触れることにより、子どもたちが自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることへの配慮も必要である。

学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることとされる中、防災教育についても、地域の防災リーダー等の資格者やボランティア等の人材、公民館における防災講座等も教育資源として活用することが重要である。消防署と学校の連携のみならず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO等が学校における避難訓練をはじめとする防災教育に参画する等、地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要である。

また、避難訓練については、例えば、大地震の発生を想定した訓練では、余震等を伴うことを訓練で再現しているか、高確率で停電が発生することを想定して校内放送を使用しない訓練を行っているか、悪天候時や揺れの渦中等校庭に集合することが合理的ではない場合を想定して訓練を行っているか等、学校現場における訓練が現実的なものとなっていないことが指摘されている。

各学校は、災害の発生が学校の教育活動中ではない場合も想定し、子どもたちが様々な場所にいる場合にも、自らの判断で安全に対処できる力を身に付けられるようにするため、子どもたちが安全教育で身に付けた力を発揮し行動する場として避難訓練を位置付け、訓練を通して子どもたちが自らの行動を振り返り課題を見つけ、改善を図る課題解決の学習の流れとなるよう意図的・計画的に実施し、より実効性のある訓練になるよう見直しを図る必要がある。

さらに、防災分野におけるデジタル技術を活用した取組が進められており、これまで以上に専門機関や関係機関の知見を活かした防災教育を進められる可能性があることを各学校は認識し、取り組むことが重要である。

イ 国が全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、成長段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成することを踏まえ、各学校は、この手引きに加え、「知る」「備える」「行動する」ために必要な資料を紹介している「やまぐち防災学習館（県防災危機管理課ウェブサイト）」¹⁴等も活用した取組を進めていかなければならない。

また、国が防災科学技術研究所¹⁵をはじめとする専門機関や関係機関の保有する知見や研究成果を活用し、学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図るとともに、特に幼児期からの防災教育については、家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成し、保護者及び幼児に対する防災教育の充実を図ることから、各学校はそれらを活用し、実効性のある防災教育の充実に努めることが大切である。

さらに、各学校は、学校設置者や専門機関と協力して、避難訓練の実施に当たっての注意点や想定すべき事項を整理し、震災等の想定時刻や想定場所を限らない訓練や余震・停電を想定した訓練等、学校における実践的な避難訓練の実施を推進するとともに、緊急地震速報受信システムや遠距離でも使用できるトランシーバー等災害発生時を想定した環境整備に取り組むことが大切である。

各学校は、地方公共団体や教育委員会と連携しながら、地域の災害リスクを踏まえ、子どもたちが将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を進めることが重要である。

施策目標 25

地域の災害リスクや災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）に応じた防災教育の実施

施策目標 26

余震の想定、停電時や悪天候などを想定した日時等を事前に告げないより実践的な避難訓練の実施

施策目標 27

市町防災部局や消防団、まちづくり推進協議会等、地域住民との協働による防災教育・避難訓練の実施

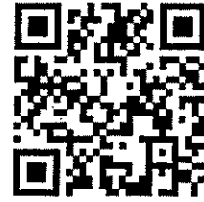
13 災害教訓事例集

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/6/12600.html>

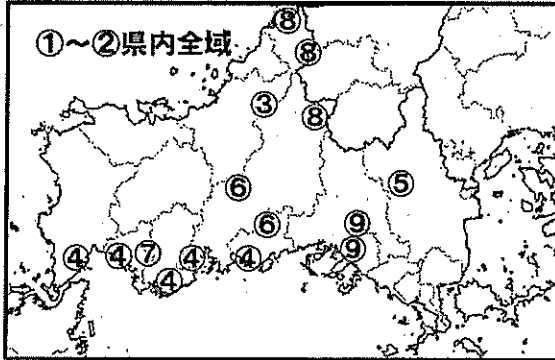
・ 過去に発生した山口県の主な災害の状況や、被災された方の体験談、災害の様子等を掲載

- (1) 山口県の風水害（大雨、台風・高潮 など）
- (2) 山口県の地震・津波

〈 山口県総務部防災危機管理課 〉



【近年に山口県で発生した風水害①～⑨】



地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

<p>① 1993年 夏季低温・多雨</p> <p>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/life/171080_312259_misc.pdf</p> <p>〈 山本晴彦ら, 自然災害科学 1993 〉</p>	
<p>② 1994年 夏季猛暑</p> <p>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/life/171080_312260_misc.pdf</p> <p>〈 山本晴彦ら, 自然災害科学 1994 〉</p>	
<p>③ 1997年 むつみ村他の豪雨災害（台風9号）</p> <p>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/life/171080_312261_misc.pdf</p> <p>〈 山本晴彦ら, 自然災害科学 1997 〉</p>	
<p>④ 1999年 周防灘の高潮災害（台風18号）</p> <p>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/life/171080_312262_misc.pdf</p> <p>〈 山本晴彦ら, 自然災害科学 1999 〉</p>	
<p>⑤ 2005年 錦川の洪水災害（台風14号）</p> <p>https://www.jsnds.org/ssk/ssk_26_1_055.pdf</p> <p>〈 山本晴彦ら, 自然災害科学 2005 〉</p>	
<p>⑥ 2009年 防府の土石流災害、山口市の内水氾濫（梅雨前線）</p> <p>https://www.jsnds.org/ssk/ssk_29_4_471.pdf</p> <p>〈 山本晴彦ら, 自然災害科学 2009 〉</p>	
<p>⑦ 2010年 厚狭川の洪水災害（梅雨前線）</p> <p>https://www.jsnds.org/ssk/ssk_29_3_413.pdf</p> <p>〈 山本晴彦ら, 自然災害科学 2010 〉</p>	
<p>⑧ 2013年 徳佐・須佐の洪水災害（梅雨前線）</p> <p>https://www.jsnds.org/ssk/ssk_33_3_205.pdf</p> <p>〈 山本晴彦ら, 自然災害科学 2013 〉</p>	
<p>⑨ 2018年 島田川洪水・周南土砂災害（梅雨前線）</p> <p>https://www.jsnds.org/ssk/ssk_38_2_207.pdf</p> <p>〈 山本晴彦ら, 自然災害科学 2018 〉</p>	

14 やまぐち防災学習館

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/6/12580.html>

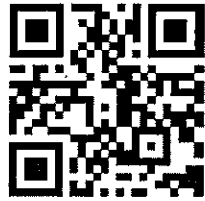
- ・ 家庭や地域で、防災や災害について「知り」、「備え」、「行動する」ために必要な資料を紹介
(山口県総務部防災危機管理課)



15 生きる、を支える科学技術

<https://www.bosai.go.jp/>

- ・ 災害に強い社会の実現をめざし、地震、火山、気象、土砂および雪氷災害による被害の軽減に関する研究開発について掲載
(防災科学技術研究所)



《教職員向け・子ども向け教材》

ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>

- ・ 日本全国のハザードマップを閲覧できるWebアプリケーションであり、下記①②を確認できるほか、地図上にエリアを重ねて視覚的に確保できる「重ねるハザードマップ」と自治体のハザードマップ公開ページを確認できる「わがまちハザードマップ」を掲載
 - ① 地震、火山、大雨、台風などの災害に遭う危険性の高いエリア
 - ② 浸水、土砂災害、家屋倒壊などの自然災害や地盤変状による災害のリスクが高いエリア
- (国土交通省)



《教職員向け・子ども向け教材》

【山について】

地理院地図・デジタル標高地形図（中国（山口県））

<https://maps.gsi.go.jp/#9/34.287960/131.526572/&base=std&ls=std%7Cd1-no977&blend=0&disp=11&lcd=d1-no977&vs=c1glj0h0k010u0t0z0r0s0m0f0&d=m>

- ・ 地形図、写真、標高、地形分類、災害情報など、日本の国土の様子を発信するウェブ地図を掲載
 - ・ 地形図や写真の3D表示も可能
- (国土地理院)



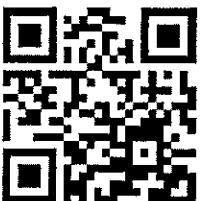
《教職員向け・子ども向け教材》

【地質について】

20万分の1日本シームレス地質図

<https://gbank.gsj.jp/seamless/>

- ・ 日本全国の地質分布を閲覧できるWeb地質図
- (産業技術総合研究所 地質調査総合センター)



《教職員向け・子ども向け教材》

【川について】

流域治水プロジェクト

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/132/136254.html>

- ・ 河川管理者等がこれまで実施してきたハード・ソフト対策に加えて、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、水害を軽減させる取組の具体的な対策をとりまとめ、流域全体で実施すべき治水対策の全体像を掲載
〈 山口県土木建築部河川課 〉



《教職員向け・子ども向け教材》

【海について】

海の安全情報 第六管区海上保安本部

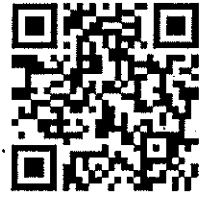
<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/>

海の安全情報 第七管区海上保安本部

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/>

- ・ 全国各地の灯台やライブカメラなどで観測した風向、風速、波高などの「海の安全情報」をリアルタイムに提供
〈 海上保安庁 〉

第六管区



第七管区



《教職員向け・子ども向け教材》

防災情報、各種データ・資料ほか

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

- ・ 気象庁が発表する気象情報、地震・津波情報、データ、火山、気候、環境、海洋情報を掲載
〈 気象庁 〉



《教職員向け・子ども向け教材》

川の防災情報

<https://www.river.go.jp/index>

- ・ 大雨などの際に、雨や川の水位の状況などを、リアルタイムに配信し、避難判断等に必要な情報を掲載
〈 国土交通省 〉



《教職員向け・子ども向け教材》

防災教育ポータル

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

- ・ 国土交通省の最新の取組内容や授業で使用できる教材例・防災教育の事例などを掲載
〈 国土交通省 〉



《教職員向け・子ども向け教材》

国土交通省 防災教育ツール（防災カードゲーム）の紹介

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/torikumi/sougou/r01_seika/bousaitool.pdf

・ 国土交通省が作成した防災教育ツール（防災カードゲーム）の紹介と学校教育での活用方法を掲載
 〈 文部科学省 〉



《子ども向け教材》

防災カードゲーム「このつぎなにがおきるかな？」（すいがい・つなみ）

https://www.mlit.go.jp/saigai/saigai01_tk_000005.html

〈 国土交通省 〉



《子ども向け教材》

防災カードゲーム「このつぎなにがおきるかな？」（どしゃさいがい）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/bousaicardgame_doshasaigaihen.html

〈 国土交通省 〉



《子ども向け教材》

防災カードゲーム「このつぎなにがおきるかな？」（じしん）

http://www.nilim.go.jp/lab/rdg/cardgame/cardgame_jishin.htm

〈 国土交通省国土技術政策総合研究所 〉



(3) 学校における教育手法の改善

各学校においては、子どもたちや学校、地域の実態及び子どもたちの成長の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教科等横断的な視点で関連性を持たせながら教育課程を編成・実施することが重要である。

学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることとされる中、安全教育を進めるに当たっては、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用、コミュニティ・スクールや地域協育ネットの仕組みの活用、民間企業・団体等が提供する教育プログラムの活用等、様々な教育資源を活用することが重要である。

国がモデル事業等を通じ、主体的に行動する態度や危険を予測し、回避する能力を育成することや、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることをめざした教育手法（例えば、ロールプレイングの導入、安全マップの作成、子どもたちが参加する安全点検等）の開発・普及を行うため、各学校はそれらを活用した取組を進めることが大切である。

また、各学校で主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた安全教育が円滑に進めることができるように、国が作成する安全教育に関する効果的なカリキ

ユラムや評価手法、指導についての教師用参考資料を活用することが大切である。

安全教育を効果的に実施するためには、体験活動を通じた学びやデジタル技術を活用した学びが有効であると考えられる。

このため、各学校は、1人1台タブレット端末等を活用し、子どもたちが楽しく前向きに取り組めるような魅力的な授業事例、教職員が活用しやすいコンパクトな授業事例を活用した安全教育、危険予測学習（KYT）を含む危機管理・学校安全関連サイトマップ等¹⁶を活用した実効性のある安全教育を進めることが重要である。

さらには、成長の段階に応じて、被災地を含めた様々なボランティア活動等の体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の推進を図ることも大切である。

また、学校独自の教材作成や安全マップづくり・見直しについて子どもたちの視点を取り入れて作成する等、子どもたち自身が主体となって安全教育に取り組むことが重要である。

このように、各学校は、国や自治体等が提供する教材や授業展開例を参考に、効果的な安全教育に取り組むことが重要である。

施策目標28

1人1台タブレット端末等を活用し、デジタル技術を用いた安全教育の実施

施策目標29

危険予測学習（KYT）を含む危機管理・学校安全関連サイトマップ等を活用した実効性のある安全教育の推進

施策目標30

学校独自の教材作成や安全マップづくり・見直しについて子どもたちの視点を入れての作成や子どもたち自身が主体となつての安全教育の推進

16 危険予測学習（KYT）を含む危機管理・学校安全関連サイトマップ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/185/149903.html>

- ・ 学校で起こり得る危機を想定し、個人・組織がどう行動・連携をすべきかについて学ぶことができる「学校危機対応演習資料」のほか、危機管理についての子どもたちの安全教育及び教職員研修の参考となる資料を掲載

（ 教育庁学校安全・体育課 ）



(4) 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信

遊びや生活を通じた総合的な指導を行う幼稚園等において安全教育を推進することは、幼児自らが命を守る行動を取れるようになる点や、保護者の理解や協力が得られやすい点、小学校以降の安全教育の取組に関する質の向上につなげられる点からも重要であることから、幼児期から成長段階に応じた安全教育の取組の充実を図

ることが重要である。

また、特別支援学校における障害がある子どもたちへの安全教育を推進・発信することは、特別支援学級等での安全教育の推進にもつながると考えられることから、好事例等を参考に積極的に取り組むことが大切である。

(5) 現代的課題への対応

中央教育審議会答申においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして安全に関する力を掲げており、学校安全の3領域に関する教育については教科等横断的に実施されることが必要とされている。

学校安全の3領域に関する従来の学習内容に加えて、子どもたちが被害に遭うSNSに起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。

特に、性犯罪・性暴力対策については、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、子どもたちが巻き込まれる性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組等を推進しているところであるが、さらに、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」¹⁷の成立により、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等その他の関係者において、子どもたちに対する啓発を含め、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施することが定められた。これらの趣旨も踏まえ、各学校は、子どもたちが生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進を図ることが重要である。その際、特別支援学校等については、子どもたちの個々の障害の特性や程度等に応じ、適切な対応を図ることが大切である。

こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画については、各学校において、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付けることが大切であり、子どもたちに必要な知識等を身に付けさせることができるように取り組まなければならない。

また、新型コロナウイルス感染症対策とマスクの着用による熱中症リスクに関する安全対策との両立という課題も生じたところである。各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」¹⁸、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」¹⁹等を踏まえ、熱中症予防の観点からのマスク着用に関する考え方について理解を深め、取組を進める必要がある。

さらに、各学校においては、弾道ミサイル発射等の事案に対し、適切な情報伝達の仕組み等の体制整備や、安全確保のための適切な避難行動等の国民保護措置が適切に図られるよう、学校の危機管理マニュアルの見直しや状況に合わせた避難訓練の重要性について理解することが大切である。

なお、GIGAスクール構想の実現に当たっては、各学校において子どもたちに

ID・パスワードの適切な管理についての指導や専門家と連携したSNSに関する安全教育の実施等によるサイバーセキュリティや情報モラルに関する教育を充実させるとともに、学校とサイバー防犯に係るボランティア等との連携が重要である。また、SNSに関する安全教育や「生命（いのち）の安全教育」の学校安全計画への位置付けも重要である。

施策目標3 1

性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施

施策目標3 2

弾道ミサイル発射等を想定した避難訓練の実施

施策目標3 3

専門家と連携したSNSに関する安全教育の実施

施策目標3 4

SNSに関する安全教育や「生命（いのち）の安全教育」の学校安全計画への位置付け

1 7 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

https://www.mext.go.jp/content/210702-mxt_kyoikujinzai01-01584_2.pdf

- ・ 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする

〈 文部科学省 〉



1 8 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日事務次官通知、令和4年4月11日改定）の考え方にに基づき、学校の衛生管理に関する具体的な事項について掲載

〈 文部科学省 〉



1 9 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

- ・ 学校での熱中症対策が進み児童生徒等の命や健康を守ることに繋がるように、各学校が作成する熱中症対策ガイドラインについて、作成上の留意点や学校における実際に行われている熱中症対策の事例や判断の参考となる事項を掲載

〈 文部科学省 〉



4 学校における安全管理の取組の充実

(1) 学校施設における安全点検

ア 安全点検に関する手法の改善

学校の施設・設備等の安全点検については、学校保健安全法施行規則において、毎学期1回以上、子どもたちが通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないとされている。各学校においては、この定期点検に加え、子どもたちが過ごす安全な環境の確保を図るため、教職員の目視等による日常的な点検を行わなければならない。

一方、子どもたちの安全の確保を図る上で、支障となる不具合を判断する具体的な基準等、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、今後、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である。

また、国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して子どもたちの方が日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが示されており、安全点検に子どもの視点を加えることで、事故の要因に対する気づきや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

県教委は、子どもの視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、国から必要な情報提供を得て、学校向けの定期点検要領の作成について検討し、その普及を図る。

施策目標35

子どもの視点を加えた安全点検の実施

イ 点検・対策の実施

学校保健安全法においては、学校環境の安全の確保について、校長による改善措置や、学校設置者に対する申し出を行うことが定められている。近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

このため、学校設置者は、専門家との連携等施設・設備の点検に関する実施体制の構築を検討することが重要である。具体的には、学校の施設・設備の設置状況や子どもたちの多様な行動を考慮の上、専門的な点検を実施して不具合を早期に発見し、適切な維持管理を実施することにより、事故を未然

に防いでいくため、技術職員が在籍する首長部局との連携や民間委託等により安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申し出や専門的な点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

さらに、県教委は、各市町の学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な助言・情報提供を行う。

施策目標36

専門的な視点からの学校における具体的な安全点検の方法・体制の構築

(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点であり、非常災害時には地域住民の避難所等ともなることから、その安全性の確保は極めて重要である。

全国の公立小中学校施設の約8割が築25年以上であり、安全面・機能面の不具合が発生する等、老朽化対策は喫緊の課題である。このため、学校設置者は、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえ、長寿命化改修を中心とした計画的な整備を図ることが必要である。その際、学校と地域が連携した地域ぐるみの学校安全・防災等の観点から、学校施設と他の公共施設との複合化・集約化を併せて検討することが求められる。

県教委は、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえながら、県立学校施設の老朽化対策等を計画的に実施するとともに、各市町においても学校施設の老朽化対策が計画的に実施されるよう、長寿命改修や複合化・集約化に係る奏功事例の情報提供、国庫補助の活用に係る助言等を行うことにより、各市町の取組を支援する。

また、構造体の耐震化や体育館等の吊り天井の落下防止対策、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策について、児童生徒等の生命を守り、安心・安全な教育環境を実現するため、学校施設の耐震対策を引き続き推進する。

将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた津波対策や、地域の流域治水の取組も踏まえつつ、近年、頻発化・激甚化する豪雨等に対応した水害対策が必要である。学校施設は、災害時において、子どもたちの安全確保とともに、地域住民の避難所としての役割も担うことから、障害の有無等にかかわらず誰もが安全かつ快適に過ごせるよう、学校設置者は、各学校と連携し、職員室、特別教室や体育館の空調、洋式トイレ、バリアフリー化、自家発電設備等の防災機能の整備を推進する。また、これらを学校における避難訓練等実践的な防災教育に活かしていくことも重要である。

施策目標37

長寿命化計画を踏まえた老朽化対策の実施

施策目標38

非構造部材の耐震対策の実施

(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用

過去に発生した事件・事故や災害はもとより、重大な事故等に至らなかったもののその可能性があったと考えられる事例も教訓として、類似の事故等の再発を防ぐことは重要である。事故等の再発防止には、他の事例から学び、それを未然に防ごうとする関係者の意識や具体的な行動が伴わなければならない。

校長は、子どもの視点や意見も踏まえつつ、学校管理下における重大事故につながり得るヒヤリハット事例を、次の活動に活かすために情報共有することや、他校で起きた事例は自校でも起き得ることを想定し、校内研修を進める機会を作り、事故の発生を未然に防ぐよう努めなければならない。また、こうした事故等の防止に必要な活動が、学校安全計画や危機管理マニュアルに記載され、計画的に研修・訓練が実施されなければならない。

施策目標39

重大事故の予防のためのヒヤリハット事例を活用した校内での研修の充実

(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

学校の管理下において事件・事故が発生した際、学校及び学校設置者には子どもたちの生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証、子どもたちに対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止の取組等様々な取組が求められる。このため、国は平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」（以下「事故対応指針」という。）²⁰を作成し、事案発生後に学校が主体となっていく調査や必要な場合に学校設置者が外部専門家の参画を得て行う詳細な調査に関することを含め、再発防止や発生後の対応の指針を示している。

しかしながら、事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、子どもたちの死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られること等、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

これらのことも踏まえ、校長は事故対応指針を活用し、学校設置者への確実な報告や再発防止、発生後の対応について取り組むことが重要である。

施策目標 40

事故等の発生後の学校設置者への確実な報告及び再発防止、ならびに発生後の対応の実施

20 学校事故対応に関する指針

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

- ・ 事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応にあたっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応についての指針

〈 文部科学省 〉



5 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進

校長は、「学校安全に関する取組状況調査」²¹の結果について全教職員に周知・徹底を図るとともに、学校安全の中核を担う教職員を中心に実効性のある学校安全に取り組むことが重要である。

また、各学校はデジタルマップ「山口県オープンデータカタログサイト」²²を子どもたち、教職員、保護者、地域に向けて積極的に情報発信していくとともに、今後、1人1台タブレット端末による活用を含めた効果的な指導方法について検討し、取り組んでいくことが重要である。

さらには、「学校安全ポータルサイト／文部科学省×学校安全」²³を活用する等、全国の先進的な取組を行っている学校等の事例や日本スポーツ振興センターに蓄積されている災害共済給付に関するデータ等を把握し、学校や地域の実情に応じて、家庭や地域、関係機関と連携・協働し、それらを参考に取り組むことが重要である。

施策目標 41

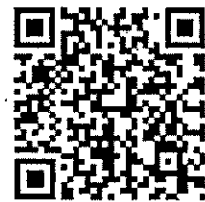
デジタルマップ「山口県オープンデータカタログサイト」について周知・徹底、1人1台タブレット端末による活用を推進

21 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

- ・ 学校における安全管理の取組の一層の推進を図るために実施した調査の結果を掲載

〈 文部科学省 〉



2.2 山口県オープンデータカタログサイト

<https://yamaguchi-opendata.jp/www/>

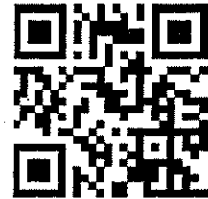
- ・ 犯罪被害の予防を目的として、県内で発生した不審者による「声掛け事案」や「つきまとい事案」と、交通事故の未然防止を目的として、過去数年間の「交通死亡事故」及び「人身事故」について、地図上に発生場所や日時、内容を表示
 〈 一般財団法人山口県デジタル技術振興財団 〉



2.3 学校安全ポータルサイト／文部科学省×学校安全

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

- ・ 全国の学校安全の実践事例等を掲載
 〈 文部科学省 〉



(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進

各学校は、AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関するデータを活用した取組を推進することが大切である。

(3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進

各学校は、学校安全の意識を高めるための活動として、例えば、毎月の学校における「学校安全の日」の設定や、国民安全の日（7月1日）、防災の日（9月1日）や防災週間（8月30日～9月5日）、津波防災の日（11月5日）等安全に関連する広報・啓発の機会を捉えて、教職員や地域とともに学校安全の推進を意識化する取組を推進することが大切である。各学校の「学校安全の日」の設定においては、それぞれの地域の地理的及び歴史的特性や災害リスク等地域の実情を踏まえた設定を推進する。

施策目標4.2

学校安全の意識を高めるための各学校における、定期的な「安全の日」等の設定

(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保

学校におけるデジタル化の進展が期待される一方、大きな社会問題となっているランサムウェアによる恐喝被害が学校においても確認される等、学校におけるサイバーセキュリティの確保は喫緊の課題となっている。

こうした課題に適切に対処するため、校長は、教育委員会や警察等の関係機関と連携し、教職員に対するサイバーセキュリティに関する研修の充実を図ることが大切である。

(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ

国が、第3次計画に基づく施策の進捗状況について毎年度フォローアップを行い公表するとともに、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うので、各学校は、新たな情報を収集するとともに、その内容を学校や地域の状況に応じて、自校の学校安全計画及び危機管理マニュアルに反映させることが重要である。

○ 本計画の実現に向けて

本計画では、各園・学校が取り組むべき42の具体的な施策目標を設定し、生活安全、交通安全及び災害安全の学校安全3領域の取組を総合的かつ効果的に推進することができるような構成とした。

各園・学校においては、各施策目標の実現をめざし、学校安全の取組の推進を図るとともに、PDCAサイクルで、その取組を評価・改善することが重要である。

項目名 (クリック・タップすると掲載箇所へ移動します)	掲載 ページ	3領域分類				活用先	
		全	生安	交安	防災	授業	教員
1 セーフティプロモーションスクール http://ncssp.osaka-kyoiku.ac.jp/sps/overview	P8	●				●	
2 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/enzen/1401870_00002.htm	P9	●					●
3 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」や「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/enzen_kanri.html	P9		●				●
4 教職員のための学校安全e-ラーニング https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html	P11	●					●
5 学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/05jirei.pdf	P11	●					●
6 学校安全実践事例集 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/26699.html	P13	●					●
7 登下校防犯プラン https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/enzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/17/1416724_01.pdf	P14		●				●
8 登下校防犯プラン（取組イメージ） https://anzenkyouiku.mext.go.jp/tougekoubouhan/data/tg_bouhanplantorikumi.pdf	P14		●				●
【参考】こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会をめざすこども家庭庁の創設～ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin.pdf	P14	●					●
9 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次） https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/pdf/dai5ji_keikaku.pdf	P15		●				●
10 性犯罪・性暴力対策の強化の方針 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_02.pdf	P15		●				●
情報モラルに関する指導の充実に資する〈子ども向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉・〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉等 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm	P16		●			●	
情報モラル教育の充実等 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm	P16		●			●	
動画コンテンツ集 安心・安全なインターネット利用ガイド https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/	P16		●			●	
#今こそ考えよう 情報モラル・セキュリティ https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/imakoso/	P17		●			●	
NTTドコモ スマホ・ケータイ安全教室 https://www.docomo.ne.jp/corporate/csr/social/safety/educational/	P17		●			●	
KDDIスマホ・ケータイ安全教室（青少年向け講座）教材のご紹介 KDDIスマホ・ケータイ安全教室（青少年向け講座）出前講座 https://www.kddi.com/corporate/sustainability/lesson/brief-summary/material/	P17		●			●	
教材の紹介 LINEみらい財団 https://line-mirai.org/ja/download/	P17		●			●	
YouTube 山口県警察公式チャンネル https://www.youtube.com/channel/UCw4FGAE-Xk4YZYiPuRSRyxg?view_as=subscriber	P17		●	●		●	

項目名	掲載ページ	3領域分類				活用先	
		全	生安	交安	防災	授業	教員
1 1 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm	P18	●					●
1 2 一般市民向け応急手当WEB講習 https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/index.html	P19		●			●	
1 3 災害教訓事例集 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/6/12600.html	P22				●	●	
近年に山口県で発生した風水害①～⑨	P22				●	●	
1 4 やまぐち防災学習館 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/6/12580.html	P23				●	●	
1 5 生きる、を支える科学技術：防災科学技術研究所 https://www.bosai.go.jp/	P23				●	●	
ハザードマップポータルサイト https://disaportal.gsi.go.jp/index.html	P23				●	●	
【山について】地理院地図 デジタル標高地形図（中国（山口県）） https://maps.gsi.go.jp/#9/34.287960/131.526572/&base=std&ls=std%7Cd1-no977&blend=0&disp=11&lcd=d1-no977&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0&d=m	P23				●	●	
【地質について】地質調査総合センター：20万分の1日本シームレス地質図 https://gbank.gsj.jp/seamless/	P23				●	●	
【川について】流域治水プロジェクト https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/132/136254.html	P24				●	●	
【海について】 海の安全情報 第六管区海上保安本部 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/ 海の安全情報 第七管区海上保安本部 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/	P24				●	●	
防災情報、各種データ・資料ほか https://www.jma.go.jp/jma/index.html	P24				●	●	
川の防災情報 https://www.river.go.jp/index	P24				●	●	
防災教育ポータル https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html	P24				●	●	
国土交通省防災教育ツール（防災カードゲーム）の紹介 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/torikumi/sougou/r01_seika/bousaitool.pdf	P25				●	●	
防災カードゲーム「このつぎなにおきるかな？」（すいがい・つなみ） https://www.mlit.go.jp/saigai/saigai01_tk_000005.html	P25				●	●	
防災カードゲーム「このつぎなにおきるかな？」（どしゃさいがい） https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/bousaicardgame_doshasaigaihen.html	P25				●	●	
防災カードゲーム「このつぎなにおきるかな？」（じしん） http://www.nilim.go.jp/lab/rdg/cardgame/cardgame_jishin.htm	P25				●	●	
1 6 危険予測学習（KYT）を含む危機管理・学校安全関連サイトマップ https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/185/149903.html	P26	●				●	

項目名	掲載ページ	3領域分類				活用先	
		全	生安	交安	防災	授業	教員
17 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 https://www.mext.go.jp/content/210702-mxt_kyoikujinzai01-01584_2.pdf	P28		●				●
18 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html	P28		●				●
19 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm	P28		●				●
20 学校事故対応に関する指針 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html	P32	●					●
21 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html	P32	●					●
22 山口県オープンデータカタログサイト https://yamaguchi-opendata.jp/www/	P33	●				●	
23 学校安全ポータルサイト／文部科学省×学校安全 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/	P33	●				●	

第3次山口県学校安全推進計画

令和4年(2022年)12月

山口県教育庁 学校安全・体育課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

問合せ先

電 話 083-933-4673

ファックス 083-922-8737

メー ル a50500@pref.yamaguchi.lg.jp

Webページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/185/>

